



国 監 告 第 8 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年12月21日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 江 竜 三

随時監査結果報告書

1. 随時監査

(1) 種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項

(2) 概要

実施期間

ア. 事前調査

平成 29 年 12 月 1 日 (金) から平成 29 年 12 月 12 日 (火) まで

イ. 実施

平成 29 年 12 月 20 日 (水)

対象部局

生活環境部まちの振興課

(3) 対象事項及び範囲

対象事項

ア. 平成 29 年度国立市一般会計 (歳出)

青柳北第二遊園用地整備工事 (11 月 20 日支払分)

予算科目 02.01.15.15 (08)

支出額 4,536,000 円

対象範囲

ア. 財務に関する事務の執行等

イ. 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

実施通知 平成 29 年 12 月 1 日 (金)

資料提出期限 平成 29 年 12 月 11 日 (月)

事前調査 事務局による調査 (前記のとおり)

実施 監査委員による監査 (前記のとおり)

ア. 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

共通事項

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ. 予算の執行の手続きは適正か。

ウ. 決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別事項

ア. 工事の施工にあたり、その着手及び完成の時期は計画に適合しているか。

- イ．現場の状況に適合した効率的で経済的な設計がなされているか。
- ウ．工事に係る監督、検査体制は合理的に確立され、その機能は十分に果たしているか。
- エ．現場の安全管理は適切に行われているか。
- オ．産業廃棄物処理は適切に行われているか。

(6) 結果

概 評

対象事項を監査した結果、良好であった。

個別事項

- ア．指摘事項 なし
- イ．要望事項 なし

以 上